■新規セミナー確認テスト■
⑴介護予防⑵ 福祉用具貸与・特定⑴介護予防⑵ 福祉用具販売

(問) 以下の事例について、正しいと思われるものには○を、間違っていると思われるものには×を記入してください。

		(解答欄)
(1)	管理者は、常勤であり、原則として専従でなければならない。	
(2)	福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算で1．5以上必要である。	
(3)	管理者⑴名⑵と福祉用具相談員⑴名⑵で人員基準を満たすことができる。	
(4)	玄関近くのフリースペースを相談室にしており、間仕切り等は特に設けていない。	
(5)	サービス提供の開始に際して、重要事項を記した文書を交付して利用者に説明しなければならない。	
(6) ＜貸与のみ＞	居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられている場合は、サービス担当者会議に参加する必要はない。	
(7)	居宅サービス計画が作成されている場合は、福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画を作成する必要はない。	
(8)	管理者が福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画を作成した際は、利用者又はその家族に説明し同意を得て、利用者に交付しなければならない。	
(9)	福祉用具を貸与・販売した場合には、利用者毎に具体的なサービス提供内容を記録し保管しておく必要がある。	
(10) ＜貸与のみ＞	福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に委託等をする場合は、委託等の契約内容において適切な方法により保管及び消毒が行われることを担保しなければならない。	